



# 高島市制 10 周年記念連携事業募集要項

## ～市民の皆さんが実施する記念事業を募集します～

高島市は、平成 27 年 1 月 1 日に市制 10 周年を迎えます。

この記念すべき 10 周年に、新市誕生からの歩みを振り返り、新しい時代へ向けた出発点となるよう、「高島市制 10 周年記念事業」として多くの市民が参加し、地域がますます元気になる取り組みを実施します。

この取り組みの一環として、市民団体や市民グループ、企業などの皆さんが実施するイベントなどのうち、10 周年を盛り上げていただける事業を、「高島市制 10 周年記念連携事業」（以下「連携事業」という。）として承認することとし、下記の通り募集します。

### 1 対象事業

- 市内で開催されるイベント等で、次のいずれにも該当するものを対象事業とします。
  - 平成 27 年 3 月 31 日までの期間に実施されるもの。
  - 事業の内容が、営利を目的にしないなど市が後援できるもの。  
(高島市後援等の承認および賞状交付取扱要綱(次頁記載)を参照ください。)
  - 市の名誉を傷つけ、または信用を失墜するものでないこと。
- 連携事業として承認された事業については、次の事項について実施し、高島市制 10 周年を盛り上げていただきます。
  - 事業(イベント)名称の冠に「高島市制 10 周年記念」を付すこと。
  - 10 周年の趣旨に沿った内容を盛り込むよう工夫すること。

### 2 連携事項

連携事業として承認された事業については、次のような支援を行います。なお、財政的な支援はありません。

- 高島市制 10 周年記念事業の名義、ロゴマーク、キャッチフレーズの使用承認
- 広報たかしまおよび市ホームページ等による広報  
※広報紙への掲載を希望する場合は、実施の 3 ヶ月前までに原稿を提出する必要があります。ただし、紙面の都合により掲載できない場合があります。
- 「高島市制 10 周年」ののぼり旗を貸し出します。

### 3 申請方法等

- 申請時期  
随時受け付けています。(承認の可否に 10 日程度の時間をいただいています。)
- 申請の方法  
「高島市制 10 周年記念連携事業承認申請書」(様式 1)に必要な書類等を添えて、郵送、電子メールに添付または持参の方法により提出してください。  
※市役所へ直接持参していただく場合は、市役所 2 階企画調整課へお越しください。(土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)
- 事業の承認  
申請書に基づき審査を行い、「高島市制 10 周年記念連携事業承認(不認)通知書」により、申請者に結果を通知いたします。なお、承認内容を変更または中止する場合には、速やかにご連絡をお願いします。
- 申請内容に虚偽の記載等があった場合には、承認を取り消す場合があります。
- 連携事業が完了したときは、事業完了後 30 日以内に「高島市制 10 周年記念連携事業実施報告書」に必要な書類等を添えて報告してください。

### 4 お問い合わせ

高島市役所 政策部企画調整課

〒 520-1592 高島市新旭町北畑 5 6 5 番地

電話：0740-25-8114 (ダイヤルイン)

FAX：0740-25-8101

メール：kikaku@city.takashima.lg.jp

### [参考]

○高島市後援等の承認および賞状交付取扱要綱(抜粋)  
(後援等の基準)

第 3 条 市が後援名義の使用を承認することができる団体等は、次に掲げるものとする。

- 国もしくは地方公共団体またはそれらが補助、指導、育成等を行っている団体等
- 学校等の教育機関およびこれら教育機関の連合体
- 公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の法人格を有するもので公益活動を行う団体
- 新聞社、放送局その他の報道機関
- 市内を活動拠点とし、または市内にその事務所を置き、スポーツ、文化等の振興その他福祉の増進に寄与することを目的として組織され、現に継続的に活動している団体
- その他市長が適当と認める団体

2 市が後援名義の使用を承認することができる事業の内容は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 事業の目的が文化およびスポーツの普及推進ならびに市民福祉、教育、市民生活の向上ならびに地域の振興に寄与するもの
- 公益性のあるもの
- 専ら営利または売名を目的とするものでないもの
- 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするものでないもの
- 広く一般市民を対象とした事業であって、市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業および市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。

3 前 2 項に規定するもののほか、市の後援名義の使用を承認することができる事業は、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- 特定の団体の政治活動または宗教活動に関係するものでないこと。
- 開催等に当たり保健衛生および災害防止等にかかる十分な措置が講じられていること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団と関係がなく、そのおそれもないものであること。
- 入場料等主催者が経費を徴収するものについては、参加者の負担が過重なものでないこと。
- その他法令、規則等に違反するものでないこと。

(後援等の申請および承認)

第 4 条 行事を主催する団体等(以下「申請者」という。)が、市の後援等の承認または賞状交付(第 3 項において「承認」という。)を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 名称
- 目的または趣旨
- 主催者名
- 開催日時
- 開催場所
- 参加対象者および予定人員
- 内容
- 参加料、入場料の有無およびその額
- 市以外の後援等申請先

2 賞状交付にあっては、前項各号に掲げるもののほか、審査に係る規定および表彰の方法を記載するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定による申請があったときは、前条に規定する基準に基づいて申請内容を検討し、承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長が必要があると認めるときは、行事を主催する団体等の役員名簿、実績等の資料の提供を求めることができる。

4 申請者は、後援等の名義の使用にあたっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- 申請時の行事計画に変更が生じ、または行事が中止となった場合は、その内容を直ちに文書で報告すること。
- 後援等の名義を記載した印刷物等を、当該行事を開催するまでに提出すること。

(承認の取消し)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、前条第 3 項の規定による承認を取り消すものとする。

- 前条第 1 項に規定する申請に虚偽の記載があったとき。
- 前条第 4 項に掲げられる条件が遵守されていないと認められるとき。

(承認行事の実績報告)

第 6 条 第 4 条第 3 項の規定により後援等の承認を受けた申請者は、行事終了後、速やかに、同条第 1 項または第 2 項の例によって実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出がない場合は、以後、同一の申請者による申請および当該実績報告書に係る行事と同一の行事について申請があっても承認しないものとする。